

○栗原市建設関連業務最低制限価格制度取扱要領

平成19年7月9日

告示第134号

改正 平成22年6月30日告示第119号

平成30年7月20日告示第185号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る測量、設計及び調査業務（以下「建設関連業務」という。）の委託の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格（以下単に「最低制限価格」という。）の設定基準及びその事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象建設関連業務)

第2条 最低制限価格を採用する建設関連業務（以下「対象建設関連業務」という。）は、予定価格が50万円以上の競争入札に付す建設関連業務とする。

(平22告示119・一部改正)

(算定基礎額の設定)

第3条 対象建設関連業務に最低制限価格算出の基礎となる価格（以下「算定基礎額」という。）を設定する。

(平30告示185・追加)

(算定基礎額)

第4条 対象建設関連業務に係る算定基礎額は、予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）算出の基礎となった次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額の合計額とする。

(1) 直接業務費相当額 10分の7を乗じて得た額

(2) 諸経費相当額 10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、算定基礎額を予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定めることができる。

3 前2項の規定による算定基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって算定基礎額とする。

(平22告示119・一部改正、平30告示185・旧第3条繰下・一部改正)

(最低制限価格の算定方法)

第5条 最低制限価格は、入札の直前に設けるものとし、その額は、算定基礎額に0.99001から1.00998までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(平30告示185・追加)

(最低制限価格の記載)

第6条 市長は、対象建設関連業務に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載する。

(平30告示185・旧第4条繰下・一部改正)

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、対象建設関連業務に係る最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(平30告示185・旧第5条繰下)

(落札者の決定)

第8条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(平30告示185・旧第6条繰下)

(不調時の調整)

第9条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、改めて入札に付する。

(平30告示185・旧第7条繰下)

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30告示185・旧第8条繰下・一部改正)

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日告示第119号)

この要領は、平成22年7月1日から施行し、施行日以後に公告等をした入札から適用する。

附 則 (平成30年7月20日告示第185号)

この告示は、告示の日から施行する。